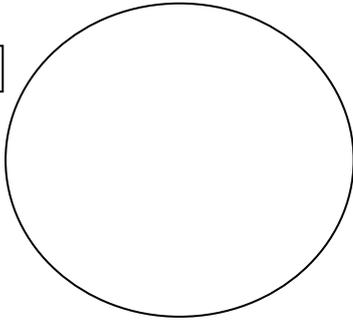


市使用欄



番号	受付者	発行者	現場調査員
確認用			
<input type="checkbox"/> 証明願	<input type="checkbox"/> 申請者本人確認	<input type="checkbox"/> 被害写真等	
発行内容		<input type="checkbox"/> 罹災証明書	<input type="checkbox"/> 被災証明書

<罹災証明の確認事項について>

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・住家以外の不動産・動産については、その他被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する被災証明書の発行になります。また、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、被災証明書の発行となります。
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「罹災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根・壁・構造体の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（地中の杭の破損、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

<申請・記入事項について>

- ・申請には、申請者の身分証（免許証等）および、被害場所の写真の複写が必要です。
- ・非住家の申請には、建物との所有関係がわかる書類（家屋の登記簿・固定資産評価証明等）の写しが必要です。

<被害程度の例>

- 全壊**—住家の損壊が甚だしく、補修により再使用するものが困難なもの。住家すべてが倒壊、流出、焼失したもの。住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上のもの。
- 大規模半壊**—居住する住家が、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住するのが困難なもの
住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの
- 中規模半壊**—居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
住家の主要な構成要素の経済的損失が30%以上40%未満のもの
- 半壊**—住家の損壊が甚だしいが、修繕すれば元通りに再利用できるもの
住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上30%未満のもの
- 準半壊**—住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの
住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの
- 一部損壊（準半壊に至らない）**—住家の主要な構成要素の経済的損失が10%未満のもの

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

※半壊の例（以下はあくまで目安であって必ずしも半壊になるわけではありません。）

- ・台風にて屋根がすべて無くなり、家の半分以上の居室が浸水した。
- ・外部から来た水の水位が徐々に高くなり、居室から上に30cm以上浸水した。